

宮福祉第101号
平成27年7月31日

全日本不動産協会宮崎県本部 殿

宮崎市福祉事務所長 永井 淳生
(公 印 省 略)

住宅扶助限度額の変更について（お知らせ）

平素より、本市の福祉行政につきまして格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成27年7月より本市における生活保護の住宅扶助限度額が、別紙のとおり変更
になりました。

つきましては、関係者各位に周知いただくようお願いいたします。
なお、お知らせが遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

【文書取扱】

宮崎市社会福祉課

電話：0985-21-1775

FAX：0985-31-9663

※宮崎市における限度額につき、他市については別の限度額。

平成27年7月1日より

宮崎市における生活保護の住宅扶助限度額が一部変更になります。

●変更内容

旧限度額

世帯人員	住宅扶助限度額
1人	29,500円
2人	38,300円
3～5人	38,300円
6人	38,300円
7人以上	46,000円



新限度額

世帯人員	住宅扶助限度額
1人	(※)
2人	35,000円
3～5人	38,300円
6人	41,000円
7人以上	46,000円

※ 1人世帯については、部屋の専有面積によって住宅扶助の限度額が以下のようになります。

◎1人世帯の住宅扶助限度額

床(専有)面積	住宅扶助限度額
6㎡以下	21,000円
7～10㎡	24,000円
11～15㎡	27,000円
15㎡より大きい	29,500円

何か不明な点等ありましたら、宮崎市社会福祉課までお問い合わせください。

宮崎市社会福祉課

電話 0985-21-1775

FAX 0985-31-9663